

報道関係者 各位

発表日	平成29年9月5日
照会先	九州厚生局健康福祉部 地域包括ケア推進課
課長	山内 強
推進官	岩佐 裕之
直通電話	092-432-6784

平成29年度第3回九州厚生局地域包括ケア市町村セミナー（開催案内）

厚生労働省九州厚生局は、平成29年9月19日（火）に、地域包括ケアシステム構築の推進を図ることを目的として、市町村の担当職員等を対象に、平成29年度第3回九州厚生局地域包括ケア市町村セミナーを下記のとおり開催します。

記

- 開催日時： 平成29年9月19日（火） 13時30分～17時00分
- 開催場所： 福岡第二合同庁舎2階共用第4～6会議室
（福岡市博多区博多駅東2-10-7）
- テーマ： 複数市町村における広域的連携による成年後見制度利用促進について
- ねらい： 成年後見制度利用促進法施行に伴い、市町村においては、国の基本計画をもとに、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされている。
今回の基本計画では、全国どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるような地域体制の構築とそのコーディネートを担う中核的な機関の設置が求められている。
一方、小規模市町村においては、地域の社会資源が乏しいことから権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備等が進まないのが現状であり、成年後見制度利用促進の妨げの一因となっている。
今回、複数市町村における広域的な取り組みを中心に事例紹介し、課題解決に向けての意見交換等を行い、利用促進に向けての充実を図ることを目的とする。
- 対象者： 市町村職員、地域包括支援センター職員、社会福祉協議会職員等
（県庁職員等の傍聴可）

6. プログラム概要

- ①開会挨拶 13:30～13:40【九州厚生局長】
- ②行政説明 13:40～14:10【厚生労働省老健局】
- ③事例報告 14:10～14:55【NPO法人市民後見人の会・ながさき】
「市民後見人の現状と課題」
- ④事例報告 15:05～15:50【人吉球磨成年後見センター】
「人吉球磨成年後見センター設立に向けての取組について
～人吉球磨10市町村の連携について～」
- ⑤グループ討議 16:00～16:50
- ⑥連絡事項 16:50～17:00

7. 取材にあたっての注意事項

- (1) 原則として、別紙1の「取材申込書」を事前に九州厚生局健康福祉部地域包括ケア推進課まで提出してください。
- (2) 当日の取材にあたっては、別紙2の「取材注意事項」に留意してください。

【参考】

○地域包括ケアシステムとは

地域包括ケアシステムとは「地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制」をいいます。

○市民後見人とは

一般市民から選任される成年後見人を指します。認知症や知的障害などで判断能力が不十分になった人に親族がいない場合に、同じ地域に住む市民が家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行います。市民後見人の数はまだ十分ではなく、担い手を増やすため、自治体や関係団体等が積極的に養成研修を行っている地域もあります。